

「③職員等の資格・定数等」に係る具体的に講ずべき措置の方針

記号	意味	具体的に講ずべき措置
p1	選挙により選任しなければならない旨の義務付け	存置、又は条例委任した上で「従うべき基準」として示すことを許容
p2	選挙により選任しなければならない者の数 (これとの関係で特に示す必要がある場合は、選挙により選任しない者の数を含む。)	
q1	関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任し、又は選任してはならない旨の義務付け	
q2	関係者の利害を調整する機関において、具体的な利害関係者から選任しなければならない者の数 (これとの関係で特に示す必要がある場合は、具体的な利害関係者から選任しない者の数を含む。)	
×	いずれにも該当しない場合	廃止、又は条例委任した上で「参酌すべき基準」を示すことを許容

(備考)

- 「廃止」とは、資格・定数等に係る義務付けの全部の廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)によって、資格・定数等を条例で設定するか否かを含めて地方自治体の判断によるものとする見直しである。努力義務、配慮義務など、個別具体的な方法を含まない一般的な原則・方針にとどめる見直しを行う場合を含む。
- 条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)及び「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の整理同様、次のとおりとする。
 - 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
 - 参酌すべき基準

地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

③職員等の資格・定数等

【見直し状況凡例】
 ○：措置案どおり見直し
 確認：地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できることを閣議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施

分野	通番	法律名	条	項	見直し検討対象(下線部)	最終的な措置案		見直し状況	各府省回答
						見直しすべき箇所(赤字部分)	措置案		
1	3	人権擁護委員法	第6条	第3項	3 市町村長は、法律大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護に広く社会の要請にこたへ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道記者の要請に携わらざる者及び弁護士その他の法律上、労働者、青年等の団体であつて当該法律に人権の擁護を目的とし、又はこれを実施する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。	3 市町村長は、法律大臣に対し、 <u>当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護に広く社会の要請にこたへ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道記者の要請に携わらざる者及び弁護士その他の法律上、労働者、青年等の団体であつて当該法律に人権の擁護を目的とし、又はこれを実施する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。</u>		確認	
3	2	地方税法	第40条の2	第4項	4 道府県固定資産評価審議会は、委員十二人以内で組織する。	4 道府県固定資産評価審議会は、 <u>委員十二人以内</u> で組織する。	×	○	
3	2	地方税法	第40条の2	第5項	5 委員は、国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の議員及び当該道府県の関係の市町村の議員並びに固定資産の評価に関する学識経験者たる者のうちから、道府県知事が任命する。	5 委員は、 <u>国の関係地方行政機関の職員、当該道府県の議員及び当該道府県の関係の市町村の議員並びに固定資産の評価に関する学識経験者たる者のうちから、道府県知事が任命する。</u>	×	確認	
3	2	地方税法	第40条	第2項	2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。	2 固定資産評価員は、 <u>固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者</u> のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。	×	確認	
4	12	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第21条	第1項	(組織等) 第二十一条 委員会は、委員十人以上以内で組織する。	(組織等) 第二十一条 委員会は、 <u>委員十人以上以内</u> で組織する。	×	○	
4	12	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第21条	第2項	2 委員は、人権擁護が強く、かつ、 <u>官制施設の運営の改善向上に熱意を有する者</u> のうちから、公安委員会が任命する。	2 委員は、 <u>人権擁護が強く、かつ、官制施設の運営の改善向上に熱意を有する者</u> のうちから、公安委員会が任命する。		確認	
4	12	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	第21条	第3項	3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。	3 委員の任期は、 <u>二年</u> とする。ただし、再任を妨げない。	×	○	
4	22	銃刀規制等特等取締法	第14条	第5項	5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の指定の基準及び手続その他登録に関し必要な事項は、 <u>支庁長官令</u> で定める。	5 第一項の登録の方法、第三項の登録審査委員の任命及び職務、同項の指定の基準及び手続その他登録に関し必要な事項は、 <u>支庁長官令</u> で定める。	×	確認	
4	33	消防組織法	第15条	第2項	2 消防長及び消防署長は、 <u>法令で定める資格を有する者</u> でなければならない。	2 消防長及び消防署長は、 <u>法令で定める資格を有する者</u> でなければならない。	×	○	
5	2	国土利用計画法	第39条	第3項	3 土地利用審査会は、委員十人で組織する。	3 土地利用審査会は、 <u>委員十人</u> で組織する。	×	○	
5	2	国土利用計画法	第39条	第4項	4 委員は、 <u>土地利用、地産品の地の土地に関する事項について専ら知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者</u> のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。	4 委員は、 <u>土地利用、地産品の地の土地に関する事項について専ら知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることが出来る者</u> のうちから、都道府県知事が、都道府県の議会の同意を得て、任命する。	×	確認	
5	25	土地収用法	第15条の3		(あつせん委員) 第十五条の三 あつせん委員は五人とし、事件ごとに、 <u>収用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び学識経験を有する者二人</u> で収用委員会が推薦するものについて、都道府県知事が任命する。	(あつせん委員) 第十五条の三 あつせん委員は五人とし、事件ごとに、 <u>収用委員会がその委員の中から推薦する者一人及び学識経験を有する者二人</u> について、都道府県知事が任命する。	×	×	土地収用法におけるあつせん手続は、メルクマール(i, a)でも示されているが、地方自治体が土地等に関する私有財産制度等の私法秩序の維持と関係する事項を処理するものであること、土地収用による地方自治体の公権行使に代つて私人の私権にかかわる準司法手続である。あつせんを行うのがこの都道府県に關わらず、収用対象となる土地の権利取得・喪失及びその補償といった私的財産権に直接關する事項の判断においては、同一の制度・手続により全国的な公平・統一性を確保する必要があり、委員の定数を定め、国において基本的な枠組みを定める必要がある。 なお、同一の制度・手続により全国的な公平・統一性を確保する必要があるのは、都道府県審判が行政手続に属する(地方自治体)だけでなく、国が行政手続に属する(地方自治体)も同じであり、また、あつせんに係る事項を行うのが都道府県等が国等に関わらず、土地収用法に定められた制度・手続としての一体性・統一性を担保するため、委員の定数を定め、あつせんに係る行政手続の開始は、現行の法定受審の要件(同一の土地)にとらわれず、あつせんは、収用決定手続で判断される土地の権利取得・喪失及び補償に関する事項だけでなく、それと並行する事業手続で判断される事業計画(事業の公益、周辺環境への影響)に関する事項を含め、幅広い内容を処理事項としており、それぞれの分野について広範にわたる知識が必要となる。手続・判断の公正と土地所有等の権利保護を要するから、広範な事項を審査するには、手続を踏む収用委員十人のほか、土地の取得・喪失及び補償、事業計画全般の両分野において学識経験を有する者それぞれ複数名を任命する必要があることなどから、委員の人数を五人とし、委員選定に当たっては、公共用地取得に伴う紛争に関する知識に基づき、選定方法を選定することが必要であることと見られる。
5	25	土地収用法	第15条の3		(仲裁委員) 第十五条の八 仲裁委員は三人とし、事件ごとに、 <u>収用委員会がその委員の中から推薦する者</u> について、都道府県知事が任命する。	(仲裁委員) 第十五条の八 仲裁委員は三人とし、事件ごとに、 <u>収用委員会がその委員の中から推薦する者</u> について、都道府県知事が任命する。	×	×	土地収用法における仲裁手続は、メルクマール(i, a)においても示されているが、地方自治体が土地等に関する私有財産制度等の私法秩序の維持と関係する事項を処理するものであること、土地収用による地方自治体の公権行使に代つて私人の私権にかかわる準司法手続である。仲裁を行うのがこの都道府県に關わらず、収用対象となる土地の権利取得・喪失及びその補償といった私的財産権に直接關する事項の判断においては、同一の制度・手続により全国的な公平・統一性を確保する必要があり、委員の定数を定め、国において基本的な枠組みを定める必要がある。 なお、同一の制度・手続により全国的な公平・統一性を確保する必要があるのは、都道府県審判が行政手続に属する(地方自治体)だけでなく、国が行政手続に属する(地方自治体)も同じであり、また、仲裁に係る事項を行うのが都道府県等が国等に関わらず、土地収用法に定められた制度・手続としての一体性・統一性を担保するため、委員の人数等を定め、仲裁に係る行政手続の開始は、現行の法定受審の要件(同一の土地)にとらわれず、仲裁は、土地収用の合意はあるが、補償額等に争いがある場合に、両当事者の仲裁合意に基づき、収用委員会の収用決定に代わるものとして、両当事者のある仲裁判断により補償額等を決定するもの(争い)の収用決定手続に代つて、収用決定の知事による両当事者による争いを行うことが適当である。一方、両当事者に土地収用を前提とした仲裁合意があり、争点が補償額等に絞られていることなどを踏まえ、収用決定手続より簡便な体制・手続で仲裁判断を行うこととなるが、手続・判断の公正と土地所有等の権利保護を要するから、収用委員十人、争点(法廷、紛争及び行政、下院(1)～(3)参照)にわたる知見が必要であることなどから、委員の人数を三人とし、

③職員等の資格・定数等

【見直し状況】
 ○：措置案どおり見直し
 △：地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できることを協議決定で確認
 △：一部実施
 ×：未実施

分野	通番	法律名	条 項	見直し検討対象(下線部)	最終的な措置案		見直し状況	各府県回答
					見直しすべき箇所(赤字部分)	措置案		
5	25	土地収用法	第52条 第1項	(組織及び委員) 第五十二条 収用委員会は、委員七人をもって組織する。	(組織及び委員) 第五十二条 収用委員会は、委員七人をもって組織する。	×	×	<p>収用裁決手続は、メルクマール(1,ア)においても示されているが、地方自治体が土地等に関する私有財産制度等の私法秩序の維持に際する事務を処理するものであるとともに、土地収用による地方自治体の公権力行使に当たっての私人保護にかかわる準司法手続である。収用裁決を行うのがこの都道府県に關する。収用対象となる土地の権利取得・喪失及びその補償といった私法関係に直接關する事項の判断においては、同一の制度・手続により全国的な公平性・統一性を確保する必要があり、委員の定員等を含め、国において基本的な枠組みを定める必要がある。</p> <p>なお、同一の制度・手続により全国的な公平性・統一性を確保する必要があるのは、都道府県等が行う事業に係る収用裁決手続(自治事務)だけでなく、国等が行う事業に係る収用裁決手続(法定受託事務)も同じであり、また、収用裁決手続に係る事業を行うのが都道府県等か国等かに関わらず、土地収用法に定められた制度・手続としての一体性・統一性を担保するため、委員の定員等を含め、収用裁決手続に係る自治事務の規律は、現行の法定受託事務の規律と同一のものとするのが適当である。</p> <p>また、収用委員会は、土地の権利取得・喪失及びその補償に關し、拘束力を有する収用裁決を行う自治行政委員会であり、(1)準司法組織として、私法・公法の双方にわたる法的な視点からの知見及び判断、(2)土地建物、営業等の損失補償の適切な評価等に関する経済的視点からの知見及び判断、(3)公共事業の実施や公共用地の取得等に関する行政的視点からの知見及び判断が求められる。このため、収用委員について、(1)法律、(2)経済、(3)行政の各分野から選任することとしている。その上で、それぞれの分野について広範囲にわたる知見が必要となることを考慮し、専門的かつ多角的な視点を確保するとともに、収用裁決は土地所有者等の意に反してその権利の侵害等を行うものであることも考慮し、公正かつ適当な判断を行うため、各分野において異なる知見を有する者をそれぞれ複数選任する必要があることから、委員の総数を委員長を含め、委員の人数を7人としている。</p>
5	25	土地収用法	第52条 第2項	2 収用委員会は、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。	2 収用委員会は、就任の順位を定めて、二人以上の予備委員を置かなければならない。	×	×	<p>予備委員制度を定める収用裁決手続は、メルクマール(1,ア)においても示されているが、地方自治体が土地等に関する私有財産制度等の私法秩序の維持に際する事務を処理するものであるとともに、土地収用による地方自治体の公権力行使に当たっての私人保護にかかわる準司法手続である。収用裁決を行うのがこの都道府県に關する。収用対象となる土地の権利取得・喪失及びその補償といった私法関係に直接關する事項の判断においては、同一の制度・手続により全国的な公平性・統一性を確保する必要があり、委員の人数等を含め、国において基本的な枠組みを定める必要がある。</p> <p>なお、同一の制度・手続により全国的な公平性・統一性を確保する必要があるのは、都道府県等が行う事業に係る収用裁決手続(自治事務)だけでなく、国等が行う事業に係る収用裁決手続(法定受託事務)も同じであり、また、収用裁決手続に係る事業を行うのが都道府県等か国等かに関わらず、土地収用法に定められた制度・手続としての一体性・統一性を担保する必要があり、委員の人数等を含め、収用裁決手続に係る自治事務の規律は、現行の法定受託事務の規律と同一のものとするのが適当である。</p> <p>予備委員制度は、収用委員に欠員が生じたとき、新委員の任命にまで、迅速に定められるべき収用裁決手続が遅延することを避けるため設けられている。予備委員の数は、複数の欠員が生じた場合も考慮し、安全の観点に立って2人以上としているが、実際に任命できるかは、各都道府県の判断に任せられており、各都道府県の実態に照して適切な数の選任ができる制度となっている。</p>
5	25	土地収用法	第52条 第3項	3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に關して十分な経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。	3 委員及び予備委員は、法律、経済又は行政に關して十分な経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する。	×	○	
6	1	都市計画法	第78条 第2項	2 開発審査会は、委員五人又は七人をもって組織する。	2 開発審査会は、委員五人又は七人をもって組織する。	×	○	
6	1	都市計画法	第78条 第3項	3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公害衛生又は行政に關して十分な経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。	3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公害衛生又は行政に關して十分な経験と知識を有し、公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。	×	○	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第187条 第3項	3 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもって組織する。	3 防災街区整備審査会は、五人から二十人までの範囲内において、施行規程で定める数の委員をもって組織する。	×	○	
6	4	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第187条 第4項	4 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。 一 土地及び建物の権利関係又は評価に關して特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者 二 旅行地区内の空地の所有者又は借地権者	4 防災街区整備審査会の委員は、次に掲げる者のうちから、地方公共団体の長が任命する。 一 土地及び建物の権利関係又は評価に關して特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者 二 旅行地区内の空地の所有者又は借地権者 (青字部分はa1により存置を許容)	×	○	
6	15	新都市基盤整備法	第28条 第1項	(評議員) 第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価に關して経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評議員に選任しなければならない。	(評議員) 第二十八条 地方公共団体の長は、地方公共団体が施行する新都市基盤整備事業ごとに、土地の評価に關して経験を有する者三人以上を、審議会の同意を得て、評議員に選任しなければならない。	×	○	
8	5	水防法	第8条 第3項	3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以上以内で組織する。	3 都道府県水防協議会は、会長一人及び委員十五人以上以内で組織する。	×	○	
8	5	水防法	第38条 第3項	3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以上以内で組織する。	3 指定管理団体の水防協議会は、会長一人及び委員二十五人以上以内で組織する。	×	○	
9	1	建築基準法	第79条 第1項	(建築審査会の組織) 第七十九条 建築審査会は、委員五人又は七人をもって、組織する。	(建築審査会の組織) 第七十九条 建築審査会は、委員五人又は七人をもって、組織する。	×	○	

③職員等の資格・定数等

分類	通番	法律名	条 項	見直し検討対象(下線部)	最終的な措置案		見直し状況	各府有回答	
					見直しすべき箇所(赤字部分)	措置案			
10	14	社会教育法	第15条	第2項	2 社会教育委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、児童教育の向上に関する活動を行う者並びに学識経験のある者</u> の中から、教育委員会が委嘱する。	2 社会教育委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、児童教育の向上に関する活動を行う者並びに学識経験のある者</u> の中から、教育委員会が委嘱する。	×	○	
12	1	農業委員会等に関する法律	第12条	(選任による委員) 第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任し得なければならない。 一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦し、選挙の執行管理を行う農業者協議会(以下「農業者協議会」と称する)又は組合員一人 二 当該市町村の議会が推薦し、農業者協議会に属する農業者(以下「協議会員」と称する)のうち、協議会員でない農業者(以下「協議会外員」と称する)をそれぞれ推薦し、その人数は、協議会員を推薦する農業者の人数に等しいとする。 (青字部分はa1, a2により存置を許容)	(選任による委員) 第十二条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任し得なければならない。 一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦し、選挙の執行管理を行う農業者協議会(以下「農業者協議会」と称する)又は組合員一人 二 当該市町村の議会が推薦し、農業者協議会に属する農業者(以下「協議会員」と称する)のうち、協議会員でない農業者(以下「協議会外員」と称する)をそれぞれ推薦し、その人数は、協議会員を推薦する農業者の人数に等しいとする。 (青字部分はa1, a2により存置を許容)	×	◆	●	
13	5	森林法	第70条	第1項 (組織) 第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以上以内で組織する。	(組織) 第七十条 都道府県森林審議会は、委員十五人以上以内で組織する。	×		○	
13	5	森林法	第187条	第3項 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う林業普及及び指導員資格試験に合格した者その他の資格を有する者でなければ、林業普及指導員に任用されることができない。	3 農林水産大臣が農林水産省令で定めるところにより行う <u>林業普及及び指導員資格試験に合格した者その他の資格を有する者</u> でなければ、林業普及指導員に任用されることができない。	×		×	1 林業普及指導員は、都道府県に置かれた林業普及指導員が試験研究機関と密接な連携を確保し、専門事業の調査研究を行うとともに林業所有者等に対し林業技術の指導と普及啓発事業を行い、林業技術の発達の促進、林業経営の合理化、林業の発展を促進し、もって林業の有する多面的機能の発揮に林業の持続的かつ健全な発展に資することを目的としたものである。 2 この事業を通じて、都道府県は森林の保護、保全及び林業の発展に資する地域課題の解決を図るとともに、国土にも地産地消促進による森林吸収による温室効果ガス削減(炭素固定)の達成や、国内木材供給率50%以上といった目標を掲げて新成長戦略に位置づけられている国産材プロジェクト(森林・林業再生プロジェクト)の推進、人材育成(森林経営の導入促進)等を実施していることであり、いばらけと都道府県の協同による事業としての性格を持つものである。このような林業普及指導員の役割については、本年4月、与野合意一致で成立した森林法改正で林業普及指導員の事務の地位が与えられるなど、今後の森林・林業行政の展開に当たってその重要性が一層高まっていることである。 3 また、このような都道府県の協同事業としての性格を踏まえ、森林法では林業普及指導員の職務に際しては都道府県に交付金を交付することが規定されている(第184(95)条)。 4 このように、林業普及指導員の任用に当たっては、単に都道府県職員としての資質のみならず、国産材産出の観点から一定水準の資質・能力を確保することが必要不可欠であり、これを担保する措置として、任用資格に係る規定を存置する必要がある。 5 また、本規定は、次の2次勧告のメルクマールに該当するものである。 [1] 地方自治体推進期間又は地方自治体制度の他の機関との協力が係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合] [2] 森林法は森林法の一部を改正する法律(平成23年法律第20号)により改正され、平成24年4月より、林業普及指導員は、市町村が関与する試験研究機関の普及及びその育成のため、都道府県と協同して技術的助成その他の協力を求めた際、これに応じて行協力のうち専門的技術及び知能を必要とする事項に係るものを行うこととされている。 [3] 森林法に基づき森林の保護管理及び森林生産力の増進を定めて、全国の森林資源の健全な管理を旨として全国統一的に定められているが、この計画の達成には、これに即して定めた地域森林計画に適合して定められた市町村森林計画の達成が不可欠である。 [4] 全国統一的な考えを共有し、関係する機関との協力の確保を旨として定められた市町村森林計画の達成及びその達成には、極めて高度な技術的知能を要することとなることから、市町村は都道府県知事又は関係林業関係者に必要とされる協力を求めることとされている。 このような規定の趣旨からすれば、林業普及指導員が行う専門的技術及び知能が必要な協力の内容は、全国の森林資源の健全な管理を旨とする地域森林計画に適合して定めなければならないこととされている。 このため林業普及指導員は、国が行う林業普及指導員資格試験に合格した者でなければならず、国は当該試験の実施に際しては、必要とされる協力を求めるものとすることとされている。 また、本事業は、メルクマールにおける以下の部分に該当する。 [1] 全国的な統一的な管理・運営のために必要な仕組みを確立しているもの 以上のとおり、本事業は全国的な統一的な管理を旨とする地域森林計画の達成のために行われるものであり、全国的な統一的な管理・運営のために必要な仕組みを確立しているものとして、全国的に統一して定めることが必要とされる場合とされている。 [2] 広域的な統一的な管理・運営を防止するための事務として、全国的に統一して定めることが必要とされる場合] 森林は適切な管理を行っても、森林病害虫による立木の枯死が大量に生じれば、森林の復元には長大な被害が生ずることとなる。従ってその対策が明らかにならないもの以外にも、全国的に広がりつつあるパナソニック、原因となる病害虫等が明らかになっているものその他科学的に研究を進めつつあるものも、現在拡大しつつある。このような広域的な統一的な管理を防止するために、このような研究にも対応可能な一定水準を有する都道府県の林業普及指導員が試験研究機関と密接な連携を築いて、病害虫の発生防止に関する調査研究を行うこととし、その調査結果を林業普及指導員を通じて都道府県内において実践する取組を全国的に統一して対応することが必要である。 このような観点から、林業普及指導員は、試験研究機関と密接な連携を確保し、専門事業の調査研究を行うこととされ、また、国は当該事務の実施に際しては、必要とされる協力を求めるものである。このように、本事業は全国的な統一的な管理を旨とする地域森林計画の達成が期待でき、国は交付金を交付するに際して、一定水準を有する者が任用されることとすべきである。このため、林業普及指導員は、国が行う林業普及指導員資格試験に合格した者でなければならないこととし、本事業は広域的な統一的な管理を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合とされている。 上記のとおり、当該条項は2次勧告メルクマールに該当し、存置する必要がある。
14	1	漁業法	第85条	第3項 3 委員は、次に掲げる者をもって構成する。 一 漁業の振興に関する研究を有する者及び関係の調査に関する調査業務を担う者(以下「漁業関係者」とする。農林水産大臣が指定する関係調査業務を担う者を含む) 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。農林水産大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。農林水産大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第2号で選任する者は(1)号に指定する関係調査業務担当者以外の人とする。)	3 委員は、次に掲げる者をもって構成する。 一 一次の調査に必要とされる者及び関係の調査に関する調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。農林水産大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。農林水産大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。農林水産大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第2号で選任する者は(1)号に指定する関係調査業務担当者以外の人とする。)	×	◆	○	
17	3	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第26条	第2項 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 高齢者等の移動等の円滑化の促進に関する調査業務を担う者及び関係の調査業務を担う者 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第3号は、今回の調査の対象外) (青字部分はa1により存置を許容)	2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 調査業務を担う者及び関係の調査に関する調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第3号は、今回の調査の対象外) (青字部分はa1により存置を許容)		◆	◆	
17	4	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	第6条	第2項 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通活性化及び再生に関する調査業務を担う者及び関係の調査業務を担う者 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第3号は、今回の調査の対象外) (青字部分はa1により存置を許容)	2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。 一 地域公共交通活性化及び再生に関する調査業務を担う者及び関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 二 関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) 三 関係の調査業務を担う者(以下「関係の調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む) (※ 第3号は、今回の調査の対象外) (青字部分はa1により存置を許容)		◆	◆	
17	8	港湾法	第16条	第3項 3 第二項の委員は、港湾に関する十分な知識と経験を有する者又は関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む)の中から、港湾関係者の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て任命する。	3 第二項の委員は、 <u>港湾に関する十分な知識と経験を有する者又は関係の調査業務を担う者(以下「調査業務担当者」とする。国土交通大臣が指定する調査業務を担う者を含む)</u> の中から、港湾関係者の長が、当該地方公共団体の議会の同意を得て任命する。	×		●	

【見直し状況凡例】
○: 措置案どおり見直し
●: 地方自治体の判断により適切と認められる者を幅広く任命・推薦できることを協議決定で確認
△: 一部実施
×: 未実施

